

ヘルパーステーションわかくさ運営規程

(事業の目的)

第1条 一般財団法人江別市在宅福祉サービス公社が開設するヘルパーステーションわかくさ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーションわかくさ
- (2) 所在地 江別市若草町6番地の1（江別市いきいきセンターわかくさ内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

- (2) サービス提供責任者 3名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び第一号訪問事業サービス計画の作成等を行うとともに、自らも事業の提供にあたるものとする。

- (3) 訪問介護員等 3名以上

訪問介護員等は、事業の提供にあたる。

(営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで(ただし、祝日及び12月29日から1月3日を除く)

- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分まで

- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日まで

- (4) サービス提供時間 24時間

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び当該市町村長が定める介護報酬の告示上の額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の利用者負担の割合の額とする。

- (1) 身体介護

- (2) 生活援助

- (3) 相談・助言

2 通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合には、利用者の負担はないものとする。

3 利用予定日に体調不良等で利用を中止し、前日の午後5時15分までに事業所へ連絡がない場合

は、派遣ヘルパー1人あたりキャンセル料として1,500円を徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、江別市の区域とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、そのための業務態勢を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時1か月以内
- (2) 繼続研修 年1回以上
- (3) 認知症高齢者処遇研修 年1回以上

2 訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、訪問介護員等が退職した後にもこれらの秘密を保持させるため、その旨を雇用契約に明示する。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は一般財団法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年2月15日から施行し、平成12年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 20 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。